

議案第50号

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和3年5月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第
23号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記
載しなければならない。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号参考資料

山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければなら<u>ない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>